
1. サプライチェーン排出量とは？

サプライチェーン排出量とは？

- 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと
- サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**
- GHGプロトコルのScope3基準では、Scope3を**15のカテゴリに分類**



Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

- 「地球温暖化対策推進法」による算定・報告・公表制度の施行以来、企業による**自社の排出量**の把握が定着している
- 排出量把握の定着とともに、自社の排出削減に対して企業が責任を負う、という考え方も一般的になろうとしている

－ 自社の排出量とは？

- 自社の燃料の使用、工業プロセスでの排出（**直接排出**）
- 他社で生産されたエネルギーの使用（主に電力）に伴う排出（**間接排出**）

自社の排出量は「GHGプロトコル」において、
各々**Scope1**、**Scope2**として定義されている

自社の排出からサプライチェーン全体の排出へ



- 近年、自社の排出責任は**サプライチェーン全体**へと拡大している

自社の排出量の把握・削減は進めてきたが・・・

- 排出量の把握・削減は自社の排出のみでよいのか？
- 更なる削減の可能性はないのか？

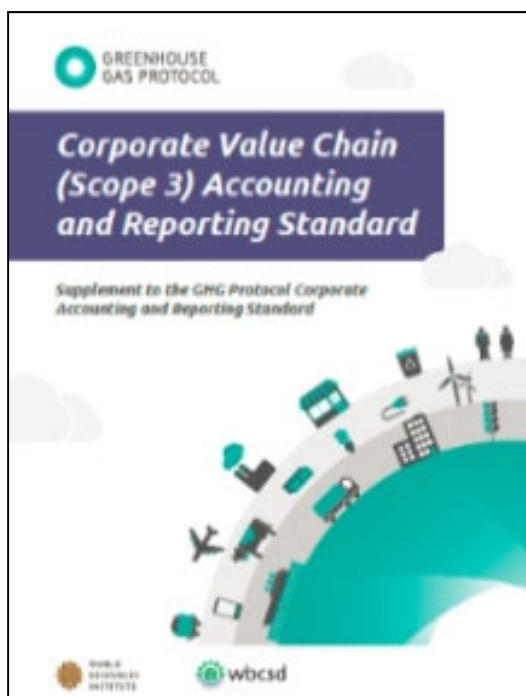
算定範囲を**サプライチェーン全体**へ拡大

※「サプライチェーン」とは、原料調達から製造、物流、販売、廃棄に至る、企業の事業活動の影響範囲全体のこと。

「GHGプロトコル」は、サプライチェーン排出量のうちScope1、2以外をその他の間接排出量 = **Scope3**と定義。

Scope3とは？

- 原料調達・製造・物流・販売・廃棄などの組織活動に伴う排出のことであり、15のカテゴリに分類されている
- 「GHGプロトコル」が、算定・報告の具体的な要求事項やガイダンスとして「Scope3基準」を2011年10月に策定（同時に製品の算定基準も発行）



Scope3基準
(組織LCA GHG算定基準)



製品LCA
GHG算定基準

Scope3の15のカテゴリ分類

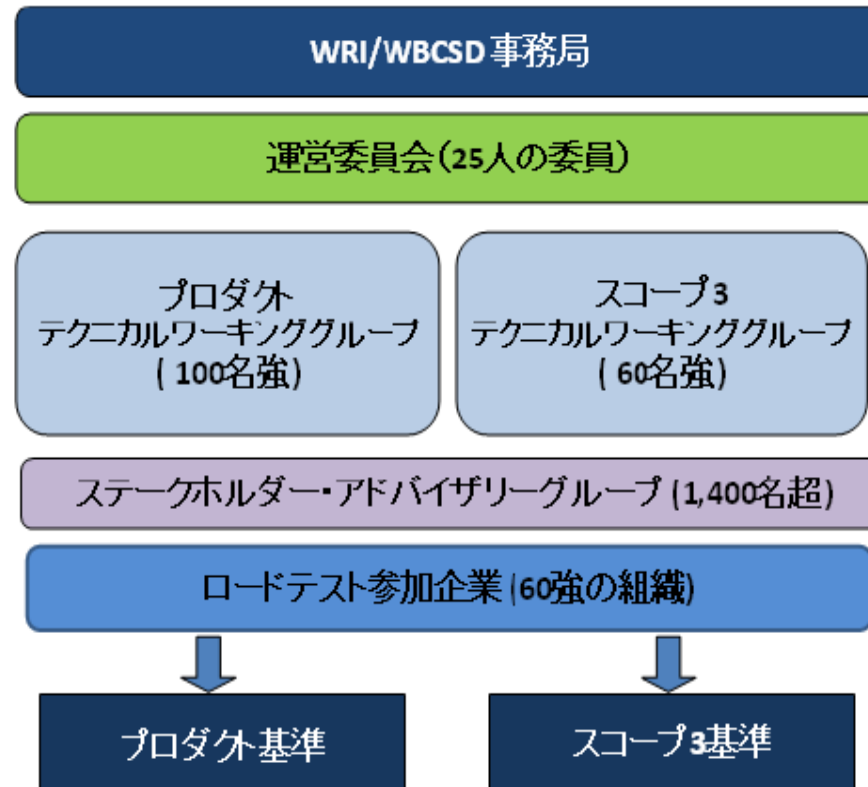


Scope3カテゴリ		該当する活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送（※1）、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働 （算定・報告・公表制度では、Scope1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）		従業員や消費者の日常生活

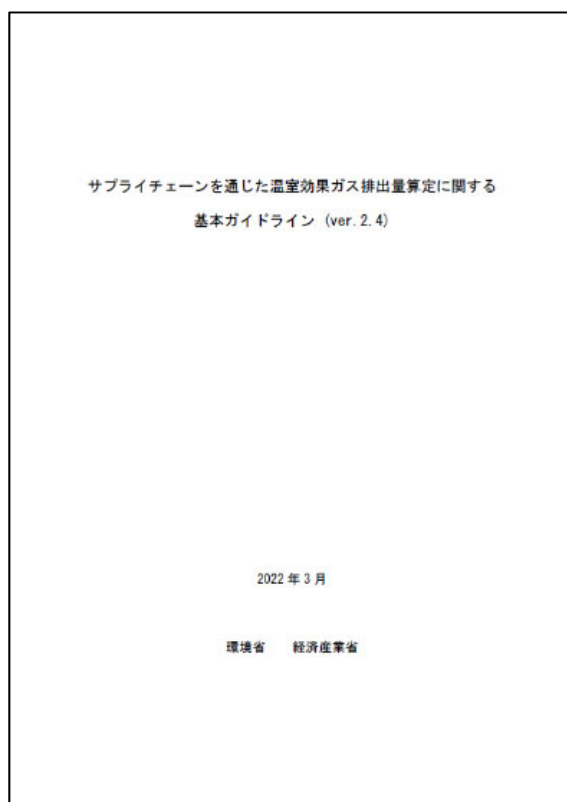
※1 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を任意算定対象としています。

※2 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を算定対象外としていますが、算定頂いても構いません。

- GHGプロトコルは企業、NGO、政府機関の集合体。政府機関も深く関与している
 - 英国：Defra（環境・食糧・農村地域省）／米国：EPA（環境保護庁）／中国：国家発展改革委員会 など
- 中でも、米国の環境シンクタンクWRI（世界資源研究所）と、持続可能な発展を目指す企業連合体であるWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が主導的な立場にある
- 国際的な利用促進を目指すためオープンなプロセスによって基準の開発を実施。検討結果である基準及びガイダンス等をHPで公開している



- グローバルスタンダードであるGHGプロトコル「Scope3基準」に整合したガイドラインとして、環境省は「**サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン**」を作成



[出所]環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

● 第1部 算定の基本的考え方

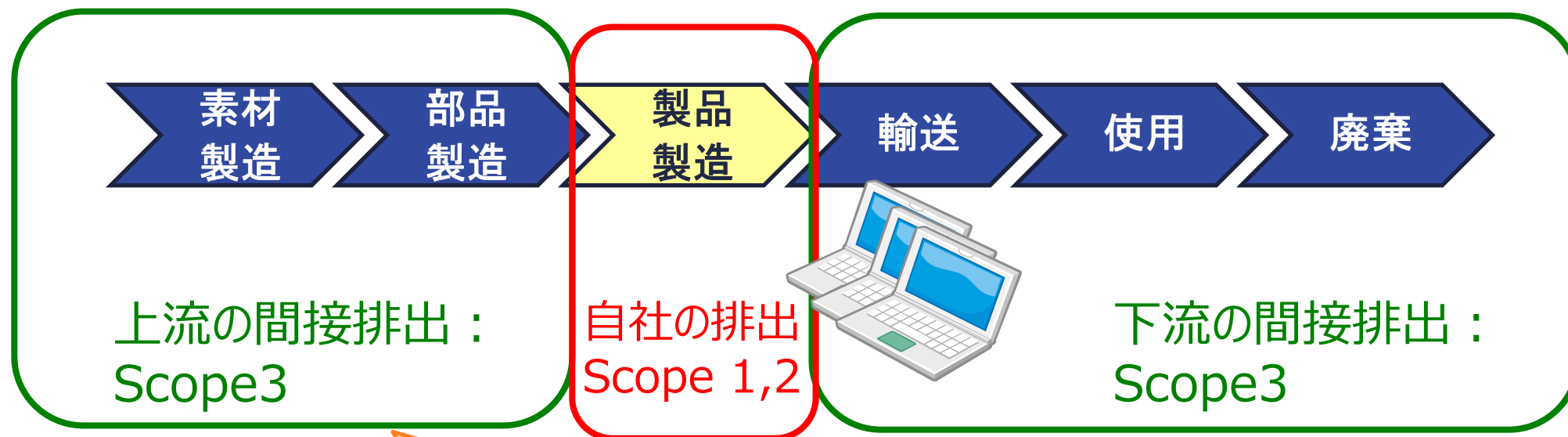
1. はじめに
2. 本文書の位置づけと使い方
3. 用語の定義
4. サプライチェーン排出量算定の概要
5. 算定の基本的考え方
6. 算定結果の活用方法

● 第2部 算定方法の解説

1. 自社の排出 (Scope1,2)
2. その他の間接排出 (Scope3)

サプライチェーン排出量の概念図 1/2

■ 製品のライフサイクルの段階ごとに見た、サプライチェーン排出量



カテゴリ1：
素材・部品製造の排出
カテゴリ4：
輸送・配送（上流）に伴う排出
など

カテゴリ11：
販売した製品の使用に伴う排出
カテゴリ12：
販売した製品の廃棄に伴う排出
など

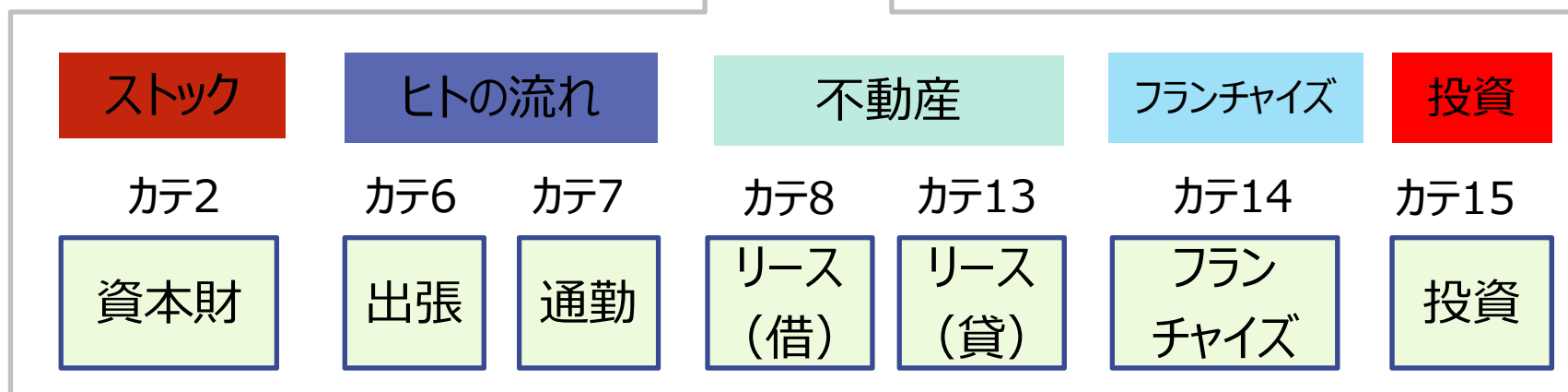
サプライチェーン排出量の概念図 2/2

■ その他事業を支える活動ごとに見た、サプライチェーン排出量



その他、事業を支える活動

これもScope3



自社の活動 : Scope3